

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 25 年 3 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分

場 所 津市芸濃庁舎 2 階中会議室 3・4

出席部会委員 1 池田^{いけだ} 長義^{ながよし} 2 太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・3 森^{もり} 恒利^{つねとし}・5 青木^{あおき} 正司^{しょうじ}
6 赤塚^{あかつか} 薫^{かおる} 7 伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}・9 大田^{おおた} 武士^{たけし}・10 奥山^{おくやま} 勘五郎^{かんごろう}
13 丹羽^{にわ} 芳久^{よしひさ}・14 前田^{まえだ} 紀男^{のりお}・15 杉谷^{すぎたに} 正美^{まさみ}・16 田中^{たなか} 茂人^{しげと}
20 中川^{なかがわ} 文博^{ふみひろ}・22 中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}・23 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}・43 後藤^{ごとう} 勝^{かつ}
以上 16 名

欠席委員 48 前川^{まえかわ} 正次^{まさつぐ}

席部会員外委員 会長 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 5 青木 正治・16 田中 茂人

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 買受適格証明願 (競売) について
報告第 8 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用借権)

議案第 5 号 買受適格証明願 (競売) について

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定に

ついて（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は1名で、出席委員は16名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。5番 青木正司 委員・16番 田中茂人 委員よろしくお願ひします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第8号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、報告案件させていただきます。 議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から8まで、件数は8件、合計面積21,414㎡で、その内容は、田でございます。これらにつきましては、農用地利用権設定を貸人、借人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。 2ページから3ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、件数は6件、合計面積は26,601㎡でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。 4ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1と2は、集合住宅用地、番号3は、一般個人住宅用地、番号4は、鋼材倉庫でございます。 以上、件数は4件、合計面積は3,372㎡でございます。 5ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1と2は、デイサービスセンター施設用地、番号3と6は、駐車場用地、番号4は、庭用地、番号5と7は、一般個人住宅用地でございます。 以上、件数は7件、合計面積は1,310.69㎡でございます。 6ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1は、太陽光発電設備用地でございます。 以上、件数は1件、合計面積は1,352㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。 番号1は、デイサービスセンター施設用地、番号2は、一般個人住宅用地</p>

でございます。

以上、件数は2件、合計面積は660㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第7号 買受適格証明願（競売）についてでございます。

番号1は、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。

これにつきましては、共同住宅用地として取得しようとするもので、市街化区域内農地のため、農地法第5条第1項第6号の届出も同時に出しております。

以上、件数は1件、合計面積は350㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第8号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、これにつきましては、義務者は遠方に在住で耕作できないため権利者へ譲渡したため、昭和49年12月3日より権利者が畑として利用しております。

番号2、これにつきましては、権利者は昭和57年3月25日より当該農地を畑として利用しております。

番号3、これにつきましては、権利者が昭和60年10月16日より、当該農地を畑として利用しております。

以上、件数は3件、合計面積は4,758㎡でございます。いずれの案件も20年間、所有の意思を持って平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成しております。

以上で報告案件の説明を終わります。

議長 事務局から説明あったとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、受人____、面積11,865㎡、渡人____、面積7,438㎡、申請地 大里野田町毛抜____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,874㎡。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、畑とし果樹を植え、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 高野尾、受人____、面積6,154㎡、渡人____、面積3,893㎡、申請地 高野尾町北山____番、台帳地目・現況地目とも田、面積466㎡外2筆で合計2,104㎡。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 上野、受人____、面積11,055㎡、渡人____、面積1,816㎡、申請地 河芸町久知野山田____番、台帳地目・現況地目とも田、面積802㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 黒田、受人_____、面積8,895㎡、渡人_____、面積3,476㎡、申請地 河芸町三行小林_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積223㎡外1筆で合計355㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 黒田、受人_____、面積2,362㎡、渡人_____、面積8,229㎡、申請地 河芸町南黒田山王_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積900㎡外9筆で合計8,229㎡。

これにつきましては、受人は破産管財人の管理する申請地を裁判所の売却許可により譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 棕本、受人_____、面積10,752.61㎡、渡人_____、面積600㎡、申請地 芸濃町棕本西富家_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積446㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 安西、受人_____、面積41,065㎡、渡人_____、面積6,537㎡、申請地 芸濃町萩野前興_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積975㎡外2筆で合計3,701㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より自宅の近隣にある申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区 長野、受人_____、面積3,983㎡、渡人_____、面積22,483㎡、申請地 美里町南長野中村_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,041㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の上、獣害で営農が困難な渡人より自宅の近隣にある申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号9、地区 辰水、受人_____、面積15,029㎡、渡人_____、面積13,752㎡、申請地 美里町家所北土深_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積186㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上、件数は9件、合計面積は18,738㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

地元委員さんの意見を伺います。1番、大里。私でございます。

事務局の説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

2番、高野尾。

赤塚委員

6番 赤塚です。相手方からの要望で、所有権移転ということで、何も問

題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 3番、上野。

前田委員 14番 前田です。事務局の説明どおり、問題ありません。

議 長 4番、5番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。4番、5番、この地区の委員さんから問題ないと報告を受けましたのでよろしくお願ひします。

議 長 6番、棕本、7番、安西。

田中委員 16番 田中でございます。6番、7番、共に農業に大変関心を持っておられまして、問題はないかと思ひます。家族全員の方、農業をしてみえます。よろしくお願ひします

議 長 8番、長野。

中川委員 20番 中川です。事務局の説明のとおり、問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 9番、辰水。

中川委員 同じく、事務局の説明のとおり、問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 12ページをお願ひいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
番号1、地区 一身田、申請者_____、申請地 一身田豊野にノ坪 _____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積49㎡。
これにつきましては、申請者は営農が困難なため檜15本を植林しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

恐れ入りますが、番号2につきましては、取り下げのため議案から削除をお願いいたします。

番号3、地区 大里、申請者_____、申請地 大里川北町明尺
_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積95㎡外3筆で合計面積1,324㎡。

これにつきましては、申請者の祖父が耕作困難なため昭和27年ごろに植林をしてしまったものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、申請者_____、申請地 大里川北町松田
_____番、台帳地目 畑、現況地目 荒畑、面積257㎡外5筆で合計面積936㎡。

これにつきましては、周囲が山林化し営農が困難なため植林をしようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 上野、申請者_____、申請地 河芸町久知野横院前
_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積317㎡。

これにつきましては、申請者は分家し建築面積86.12㎡の一般個人住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 黒田、申請者_____、申請地 河芸町赤部東浦
_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積76㎡外2筆で、合計面積432㎡。

これにつきましては、営農拡大のため農機具と作業用機具を保管する農業用倉庫が、申請地を取得した昭和62年以前から建っており、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 黒田、申請者_____、申請地 河芸町南黒田樋廻
_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積188㎡。

これにつきましては、申請者は家族5人親と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたので、自宅に近い申請地に鉄骨平屋建て117.76㎡の農家住宅を建築しようとするものです。申請地は平成15年頃からカーポートとして利用していることから、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 椋本、申請者_____、申請地 芸濃町椋本西冨家
_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積624㎡。

これにつきましては、平成4年2月に220.5㎡の居宅及び13.23㎡の風呂・便所を建築したものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高宮、申請者_____、申請地 美里町五百野馬ノ垣内
_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積121㎡外1筆で合計面積487㎡。

これにつきましては、平成4年頃、道路拡幅に伴う本屋の建替に伴い駐車場と農業用倉庫を建築し、駐車場を設けてしまったものです。始末書の提出

がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 辰水、申請者_____、申請地 美里町家所北土深_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積383㎡外3筆で合計面積837㎡。

これにつきましては、一般個人住宅、農業用倉庫、物置、車庫を建設してしまつたものです。建築面積は、全部で556.82㎡です。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安濃、申請者_____、申請地 安濃町内多東大澤_____番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,626㎡。

これにつきましては、平成3年ごろに植林してしまつたもので、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

以上、件数は10件、合計面積6,820㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、1番、一身田。

青木委員 5番 青木です。3月13日に、旧津の委員さんと事務局と現地確認していただきまして、何ら問題ないということです。よろしく願いします。

議長 3番、4番、私でございます。
これは、先日現地確認を実施したところ、山と山との谷間にありまして、植林されており、問題ありませんので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、5番、上野。

前田委員 14番、前田です。事務局の説明どおり、問題ありません。

議長 6番、7番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽ですけれども、6番、7番とも問題ありません。

議長 8番、椋本。

田中委員 16番、田中です。地元の委員さん方と現地確認に行つてまいりました。問題ないと思つたので、よろしく願いします。

議長 9番、高宮、10番、辰水。

中川委員 20番、中川です。支所の担当課と確認をしてまいりまして、何ら問題ないと思つたので、よろしく願いします。

議 長	11番、安濃。
中林委員	22番、中林。この11番の安濃の件ですが、事務局が説明いたしましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 棕本、受人____、渡人____、申請地 芸濃町棕本八幡前____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積191㎡外1筆で合計227㎡。 これにつきましては、受人は申請地を渡人より譲り受け、5台分の貸し駐車場を整備しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 長野、受人____、渡人____、申請地 美里町南長野中村____番、台帳地目・現況地目とも田、面積498㎡。 これにつきましては、受人は高齢の両親の農作業を手伝う必要があるため、渡人より申請地を譲り受け、建築面積145.74㎡の一般個人住宅を建築しようとするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 高宮、受人____、渡人____、申請地 美里町三郷下田____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積90㎡外1筆で合計115㎡。 これにつきましては、受人が昭和50年ごろに農業用倉庫及び駐車場を設置してしまっているもので、今回、申請地を渡人より譲り受けようとするものです。始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 草生、受人____、渡人____、申請地 安濃町草生水越____番、台帳地目 田、現況地目 畑、面積144㎡。 これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、自宅の駐車場にしようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 安濃、受人____、渡人____、申請地 安濃町曾根ススケ____番、台帳地目・現況地目とも田、面積6.98㎡外1筆で合計面積493.98㎡。 これにつきましては、受人は親と同居していますが、子どもの成長により

居宅が手狭になったため、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅を建築しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は1,477.98㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、棕本。

田中委員 16番、田中です。地元の委員さん方と確認に行っていました。自宅の隣の畑を譲り受けて駐車場にするということで、よろしく願いいたします。

議 長 2番、長野、3番、高宮。

中川委員 20番 中川です。現状を確認いたしました。住宅、倉庫が既に建っていますが、何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。4番、草生。

平井委員 23番 平井です。3月14日に現地確認をいたしました。譲受人の隣接地で、三方が道路に接しておりまして、全く問題はございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 5番、安濃。

中林委員 22番 中林。5番の安濃の曾根の地内ですけれども、説明がありましたように、個人住宅用地として転用をするもので、お願いしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 安東、借人_____、貸人_____、申請地 河辺町森山
_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積495㎡。

これにつきましては、借人は、隣接する資材置場倉庫が手狭となったため、平成20年頃から増築したもので、始末書の提出がありますので追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、借人_____、貸人_____、申請地 大里山室町西川原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積355㎡。

これにつきましては、借人は貸人より申請地を使用貸借し、分家として355㎡の一般個人住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、借人_____、貸人_____、申請地 芸濃町椋本菖蒲谷_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積35㎡外4筆で合計1,799㎡。

これにつきましては、一般貨物の取り扱いを開始する借人は、既設の駐車場が手狭なため貸人より申請地を使用貸借して駐車場を整備し、既存の駐車場は荷さばき場に変更しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高宮、借人_____、貸人_____、申請地 美里町五百野馬ノ垣内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積238㎡。

これにつきましては、農業後継者である借人は、貸人より申請地を使用貸借し、建築面積59㎡の一般個人住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は2,887㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見をお伺いします。安東、1番。

太田委員

2番 太田です。事務局の説明のとおり、13日に、旧津市の委員の方にも確認をしていただきました。特に問題はございませんので、ご承認のほうよろしくお願いいたします。

議 長

2番、私、大里です。これは、娘婿と親子関係でございまして、何ら問題なかろうということでございますので、よろしくお願いをいたします。

3番、椋本。

田中委員

16番、田中です。この案件、事務局と会長さん始め地元委員と確認に行っていました。隣地に対しても問題ないかと思われまますので、よろしくお願ひします。

議 長

4番、高宮。

中川委員

20番、中川です。13ページで許可をいただきました土地の関連でございます。何ら問題ないと思ひますので、どうかよろしくお願ひします。

議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第5号 買受適格証明願（競売）について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第5号 買受適格証明願（競売）についてでございます。 番号1、地区 上野、競売対象農地 河芸町東千里字西番場_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,044㎡。 これにつきましては、津地方裁判所による担保不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。 申請者は、当該農地を取得し、営農を拡大しようとするもので、農地法第3条の許可申請も同時に出しております。 以上、件数は1件、合計面積は1,044㎡でございます。よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員さん意見を伺います。1番、上野。
前田委員	14番、前田です。事務局の説明どおり、問題ありません。
議 長	はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、異議なしと認め、議案第5号については証明をすることに決定をいたします。 次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 大里、願出者_____、申請地 大里川北町北傳_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積614㎡。 これにつきましては、昭和37年より申請地に住宅を建築し住んでいるもので、固定資産課税台帳記載事項証明書により居宅が昭和37年と昭和41年に、離れが大正元年と昭和2年に建築されたことが確認されますこと

から、20年が経過していると確認されます。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規程により、建物若しくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。

以上、件数は1件で、合計面積は614㎡でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 1番、私、大里でございます。
事務局の説明どおり、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定をいたします。

次に、別紙でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。表紙を1枚めくっていただきたいと思っております。

まず、各地区別に、一番下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ138,610㎡で、畑の賃貸借が2,483㎡で、契約件数は74件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ40,814㎡で、契約件数は20件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借30,270㎡で、畑の使用貸借が1,106㎡で、契約件数は9件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ9,828㎡で、畑の使用貸借が15,899㎡で、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ21,420㎡で、畑の賃貸借と使用貸借合わせ1,971.72㎡で、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、今回、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて240,942㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて11,631.72㎡で、合計契約件数は116件、合計面積は252,573.72㎡となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

次に、認定農業者への集積状況でございますが、45件、合計面積142,123㎡でございます。

地区別の認定農業者への集積件数は、津地区31件、河芸地区4件、安濃地区4件、芸濃地区6件でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

す。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
皆さん異議なしということで、ありがとうございました。
それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農
用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達をするこ
とにいたします。
以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年3月22日

議 長

出席委員

出席委員